

テニュアートラック制度 運用規則

この運用規則は、学校法人トヨタ学園豊田工業大学（以下、本学という）におけるテニュアートラック制度に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

この規則における用語の意味は次の通りとする。

1. 「テニュアー」とは、定年制が適用される専任教員としての資格をいう。
2. 「テニュアートラック制度」とは、以下に定めるテニュアー審査を実施し、可とされた者に対しテニュアーを付与する制度をいう。
3. 「テニュアートラック教員」とは、テニュアートラック制度が適用される教員をいう。
4. 「中間審査」とは、テニュアートラック教員の研究・教育活動の進捗状況等に関してテニュアー審査会に先行して行う審査をいう。
5. 「テニュアー審査会」とは、テニュアートラック教員の研究・教育活動の実績を評価し、テニュアー付与の可否を判定するための審査をいう。
6. 「メンター教員」とは、テニュアートラック教員の研究活動および教育活動等に関する指導・助言を行うために選任された教員をいう。

（運用規則）

1. テニュアートラック教員として採用された者の任期は5年とする。
2. テニュアートラック教員は、採用後4年6ヵ月以内にテニュアーを取得しなければならない。
3. テニュアートラック教員は、採用後、すみやかに任期中の研究・教育、学内運営・社会貢献等に関する活動計画を策定し、学長に提出しなければならない。
4. テニュアートラック教員は、研究費、PD採用枠付与等の優遇措置を受けるための申請を行うことができる。ただし、優遇措置はテニュアートラック教員として採用後3年を限度とする。
5. テニュアートラック教員は、採用された日から3年の雇用期間が終了するまでに中間審査を受けなければならない。

（中間審査）

1. 学長は、テニュアートラック教員中間審査会を組織する。
2. 中間審査会の委員は、教授会メンバーから学長が選任する。
3. 中間審査の進め方は別途定めるものとする。
4. 中間審査の審査結果は、学長より当該教員に通知する。

（テニュアー審査会）

1. テニュアー審査会は複数回にわたって受審することができる。ただし、最終の審査請求は、採用後4年の雇用期間が終了するまでを限度とする。
2. テニュアートラック教員がテニュアーを取得できない場合、雇用期間は5年をもって満了とする。採用後4年の雇用期間を過ぎてもテニュアー審査請求を行わなかつ

た者も同様とする。

3. テニユアー審査請求は総務部を通して学長に提出する。
4. テニユアー審査請求は総務部に提出した日を受理日とする。
5. テニユアー審査請求は当該者以外からも審査の申請を行うことができる。
6. 当該者以外からのテニユアー審査の進め方については、別途定めるものとする。
7. 学長は当該審査請求について人事検討会議に諮問を行う。
8. 人事検討会議は諮問を受け、申請者のテニユアー審査請求の資格について審査し、可とする場合にはテニユアー審査会の設置を学長に答申する。
9. 学長はこの答申を教授会に諮るものとする。
10. テニユアー審査会は、教授会の下に構成される。
11. テニユアー審査会は、所属する分野を含む数名の教授から構成する。ただし、当該研究室の教授を含まないものとする。
12. テニユアー審査会の進め方は別途定める。
13. テニユアー審査会は、当該研究室の教授から意見を求めることができる。
14. テニユアー審査会は、審査請求の受理日から原則6ヶ月以内にその答申を教授会に行わなければならない。

(その他)

1. 申請者は最終の審査結果に対して異議申し立てを行うことができる。ただし、異議申し立ては、採用後4年6ヵ月以内で、かつ1回を限度とする。
2. 病気その他正当な理由があると認められた場合には、上に定めた事項について別途配慮することがある。ただし、テニユアーを取得できない場合、雇用期間は5年を越えることはできない。
3. 学長はテニユアートラック教員に対し研究および教育活動等に関する指導・助言を行うメンター教員を指名する。
4. テニユアートラック教員は、その職務を遂行するにあたっては、法令及び学内関係規則等を遵守し、かつ職務上行う命令に従わなければならない。
5. この運用規則に定めるもののほか、テニユアートラック教員の労働条件、服務規律その他勤務に係る条件は、本学教育職員同様とし、学内関係規則等を適用する。
6. 本運用規則は、教授会の議を経て学長が改廃を決定する。

附則

この運用規則は、平成25年4月1日から改正適用する。

制 定 平成21年3月18日
改正1回 平成23年2月22日
改正2回 平成25年3月25日

以上